

大和市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月19日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第4号

大和市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

大和市国民健康保険条例施行規則（昭和36年大和市規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「～」を「一」に改める。

第6条中「次」を「被保険者が、次」に改め、「該当する」の次に「ときは、その」を加え、同条第1号中「被保険者が」を削る。

第7条中「10月1日」を「8月1日」に改める。

第14条の見出しを「（委任）」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。